

土地の取得・利用等の在り方に関する有識者会議 開催要領

(名称)

第1条 本会議は「土地の取得・利用等の在り方に関する有識者会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、人口減少による土地需要の減少なども背景に、土地政策の課題が土地の適切な利用や管理に移行しつつあることや、不適切な土地利用の発生への懸念などもきっかけとして、国土の適正な利用の在り方に関する国民の意識が高まっていることを踏まえ、土地の取得・利用等の在り方を幅広く検討することを目的とする。

(構成)

第3条 会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 会議に座長を置き、座長は、会議の議事を整理する。

(会議)

第4条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

2 会議は原則として非公開とする。

3 検討会における配布資料は、原則として公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。

4 検討会における議事要旨は、会議終了後速やかに作成し、公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は国土交通省不動産・建設経済局土地政策課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

第1条 この要領は、令和8年3月27日から施行する。

第2条 この要領は、令和9年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、改組及び延長等の必要な措置によって要領の効力を失わないこととしたときは、この限りではない。